

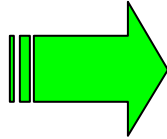
第4回 「安全保障と防衛力に関する懇談会」資料

我が国の国際平和協力と日米安保体制について

平成 16年 6月 15日

## 冷戦後の我が国の安全保障と 国際平和協力及び日米安保体制

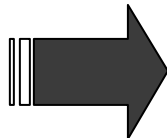
国際平和協力



国際的な安全保障環境の安定化への貢献

特に、紛争形態が複雑・多様化する中で、紛争当事国が「破綻国家」となることを防止することは、我が国を含む国際社会全体にとって大きな課題

日米安保体制



我が国有事における共同対処を中核とし、我が国の安全確保に必要不可欠

極東地域における平和と安全を維持するため重要な役割

## 9.11テロ以降の国際環境

急速な技術進歩及びグローバル化の進展の下で、いかなる先進国も国際テロや大量破壊兵器の拡散等の脅威の局外に立つことは困難

新たな脅威には一国のみで対応することは不可能

新たな脅威への対応に当たっては、軍事面を含む米国の役割が不可欠

同時に、国際社会が連帯・協調して取り組むことが必要

## 国際平和協力

## 国際社会の取組

国際の平和と安全を確保するため、国際社会は、国連を中心に連帯して、様々な取組を展開

### 紛争の予防

様々な外交手段や予防展開型のPKOの展開(例:マケドニアPKO)などの手段により、紛争発生の予防に努める。

### 紛争発生後の平和の回復・維持

和平合意等の外交努力

停戦監視等にあたるため、国連PKOが展開

和平合意の促進を図るため、経済制裁等の措置を実施(例:ボスニア・ヘルツェゴビナなど)等

### 紛争再発防止のための国づくり

国際社会が、治安維持を図りつつ、生活基盤の復旧、統治制度の再構築等の「国づくり」に関与し、永続的な平和基盤の確立を目指す。

まず多国籍軍が展開して治安回復・維持を図った上で、大規模・多機能型の国連PKO(行政、司法制度の確立、国軍・警察機構の再建、インフラ整備支援等)に引き継ぐ(例:東ティモール)  
治安回復・維持を担う多国籍軍と民生部門を担う国連PKOが同時に展開する(例:コソボ)

## 国連平和維持活動 (PKO) の変遷

### 伝統的PKO

国連決議に基づき、国連が、停戦合意の成立後、紛争当事者の間に立って、停戦や軍の撤退の監視等を行うもの。

これにより、事態の沈静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者間の対話を通じた紛争解決を支援することが目的。

### 冷戦後のPKO

冷戦の終結以降、紛争解決における国連の役割が見直されるとともに、国際社会が対応を迫られる紛争の多くが複雑化し、PKOの任務も多様化・複合化。

伝統的な任務に加え、選挙、文民警察、難民帰還支援から行政事務、復興開発まで多くの分野での活動がPKOの任務に追加され、文民警察や政務官など文民の果たす役割が増大。

また、紛争の発生を未然に防止することを任務とするPKOや、国連憲章第7章の下、治安の維持や要員の安全確保等も任務とするPKOも設立されている。

その一方、停戦や軍の撤退の監視等を任務とした、伝統的なPKOも、引き続き重要な役割を果たしている。

# PKOの現状



国連平和維持活動一覧

現在活動中のもの、赤字 日本が参加している(した)もの

	名称	期間
1	国連休戦監視機構 (UNTSO)	1948.6 - 現在
2	国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOGIP)	1949.1 - 現在
3	第1次国連緊急隊 (UNEF)	1956.11 - 1967.6
4	レバノン国連監視団 (UNOGIL)	1958.6 - 12
5	コンゴ国連軍 (ONUC)	1960.7 - 1964.6
6	西イリアン国連安部隊 (UNSF)	1962.10 - 1963.4
7	イエメン国連監視団 (UNYOM)	1963.7 - 1964.9
8	国連キプロス平和維持隊 (UNFICYP)	1964.3 - 現在
9	ドミニカ事務総長代表使節団 (DOMREP)	1965.5 - 1966.10
10	国連インド・パキスタン監視団 (UNIPOM)	1965.9 - 1966.3
11	第2次国連緊急隊 (UNEF)	1973.10 - 1979.7
12	国連兵力引き渡し監視隊 (UNDOF)	1974.6 - 現在
13	国連レバノン暫定隊 (UNIFIL)	1978.3 - 現在
14	国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション (UNGOMAP)	1988.5 - 1990.3
15	国連イラン・イラク軍事監視団 (UNIMOG)	1988.8 - 1991.2
16	国連アンゴラ監視団 (UNAVEM)	1989.1 - 1991.5
17	国連ナミビア独立支援グループ (UNTAG)	1989.4 - 1990.3
18	国連中米監視団 (ONUCA)	1989.11 - 1992.1
19	国連イラク・クウェート監視団 (UNIKOM)	1991.4 - 2003.10

	名称	期間
20	第2次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM)	1991.5 - 1995.2
21	国連エルサルバドル監視団 (ONUSAL)	1991.7 - 1995.4
22	国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO)	1991.4 - 現在
23	国連カンボジア先遣ミッション (UNAMIC)	1991.10 - 1992.3
24	国連保護隊 (UNPROFOR)	1992.3 - 1995.12
25	国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	1992.3 - 1993.9
26	国連ソマリア活動 (UNOSOM)	1992.4 - 1993.3
27	国連モザンビーク活動 (UNUMOZ)	1992.12 - 1994.12
28	第2次ソマリア (UNOSOM)	1993.3 - 1995.3
29	国連ウガンダ・ルワンダ監視団 (UNCOMUR)	1993.6 - 1994.9
30	国連ルジア監視団 (UNOMIG)	1993.8 - 現在
31	国連リベリア監視団 (UNOMIL)	1993.9 - 1997.9
32	国連ハイチ・ミッション (UNMIH)	1993.9 - 1996.6
33	国連ルワンダ支援団 (UNAMIR)	1993.10 - 1996.3
34	国連アソソウ帯監視団 (UNASOG)	1994.5 - 1994.6
35	国連タジキスタン監視団 (UNMOT)	1994.12 - 2000.5
36	第3次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM)	1995.2 - 1997.6
37	国連クロアチア信頼回復活動 (UNCRO)	1995.3 - 1996.1
38	国連予防展開隊 (UNPREDEP)	1995.3 - 1999.2

	名称	期間
39	国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッション (UNMIBH)	1995.12 - 2002.12
40	国連東スラボニア・バラニャ及び西スレム暫定機構 (UNTAES)	1996.1 - 1998.1
41	国連ブレブラカ監視団 (UNMOP)	1996.1 - 2002.12
42	国連ハイチ支援団 (UNSMIH)	1996.7 - 1997.7
43	国連グアテマラ人権監視団 (MINUGUA)	1997.1 - 1997.5
44	国連アンゴラ監視団 (MONUA)	1997.6 - 1999.2
45	国連ハイチ暫定ミッション (UNTMH)	1997.8 - 1997.11
46	国連ハイチ文民警察ミッション (MIPONUH)	1997.12 - 2000.3
47	国連文民警察サポート・グループ (UNCPSP)	1998.1 - 1998.10
48	国連中央アフリカ共和国ミッション (MINURCA)	1998.4 - 2000.2
49	国連シエラレオネ監視ミッション (UNOMSIL)	1998.7 - 1999.10
50	国連コンゴ暫定行政ミッション (UNMIK)	1999.6 - 現在
51	国連シエラレオネ・ミッション (UNAMSIL)	1999.10 - 現在
52	国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET)	1999.10 - 2002.5
53	国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC)	1999.11 - 現在
54	国連エチオピア・エリトリア・ミッション (UNMEE)	2000.7 - 現在
55	国連東ティモール支援団 (UNMISSET)	2002.5 - 現在
56	国連リベリア・ミッション (UNML)	2003.10 - 現在

資料：外交青書（平成16年度版）

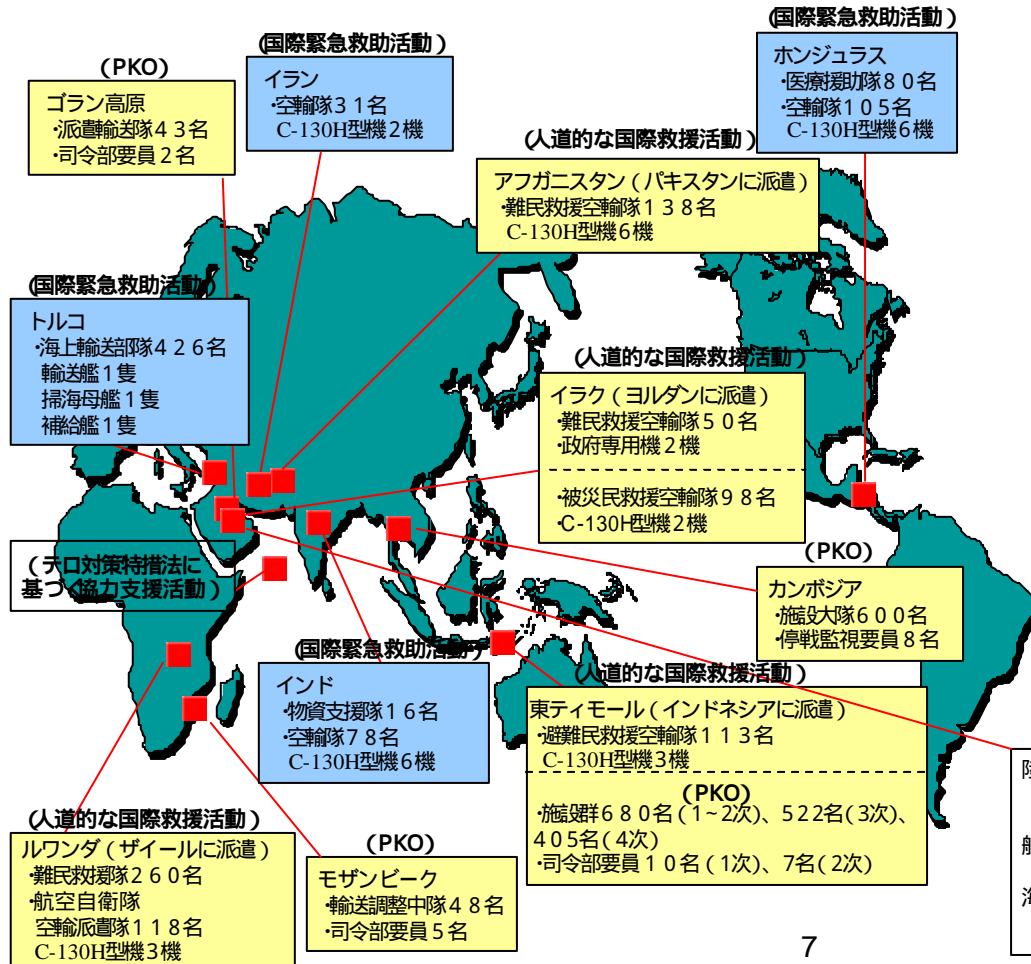
(注1) 以上、国連がPKOとしているもののほか、同様の任務を有するいくつかのミッションが派遣されている。たとえば、国連東ティモール・ミッション (UNAMET)：文民警察要員、軍事連絡要員等から構成が1999年6月から10月まで東ティモールに派遣され、日本もこれに文民警察を派遣した。

(注2) 日本はこれまでに8つのPKO、5つの人道的な国際救援活動(ルワンダ難民、東ティモール避難民、アフガニスタン難民、イラク難民、イラク被災民)、5つの国際的な選挙監視活動(ボスニア・ヘルツェゴビナ(2件)、東ティモール(2件)、コンゴ)に要員を派遣している。

## 自衛隊の海外任務

項目	国際平和協力法 (平成4年)	国際緊急救助隊法 (平成4年改正)	テロ特措法 (平成13年)	イラク特措法 (平成15年)
目的	<p>国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行うこと</p> <p>国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与すること</p>	<p>国際協力の推進に寄与すること</p>	<p>国際テロの防止及び根絶のための国際社会の取組への積極的かつ主体的に寄与すること</p> <p>我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資すること</p>	<p>国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与すること</p> <p>我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資すること</p>
活動の内容	<p>国際連合平和維持活動 人道的な国際救援活動 国際的な選挙監視活動 上記活動のための物資協力</p>	<p>国際緊急救助活動 (救助活動、医療活動(防疫活動を含む。)、災害応急対策及び災害復旧のための活動)</p> <p>国際緊急援助活動を行う人員、当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送</p>	<p>協力支援活動 捜索救助活動 被災民救護活動</p> <p>注:以下の業務は実施せず ・武器・弾薬の提供 ・戦闘作戦行動のための発進準備中の航空機に対する給油及び整備 ・外国の領域における武器・弾薬の陸上輸送</p>	<p>人道復興支援活動 安全確保支援活動</p> <p>注:以下の業務は実施せず ・武器・弾薬の提供 ・戦闘作戦行動のための発進準備中の航空機に対する給油及び整備</p>
活動の要件	<p>いわゆる参加5原則 紛争当事者間の停戦合意の成立 紛争当事者が平和維持隊の活動及び我が国の参加に合意 ・中立の立場の遵守 ・上記条件が満たされない状況が生じた場合の撤収 ・武器の使用は、いわば自己保存のための自然的権利というべきもの等に限定</p>	-	<p>我が国の活動が武力の行使に当たるものでないこと</p> <p>活動地域を「我が国の領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域」に限定</p> <p>実施区域が法律等の要件を満たさないものとなった場合には、速やかにその指定を変更し、又は活動を中断</p> <p>武器の使用は、いわば自己保存のための自然的権利というべきもの等に限定</p>	

# 自衛隊による国際任務



- 92.9~93.9 カンボジア国際平和協力業務
- 93.5~95.1 モザンビーク国際平和協力業務
- 94.9~94.12 ルワンダ難民救援国際平和協力業務  
(ザイール)
- 96.2~ ゴラン高原国際平和協力業務
- 99.11~00.2 東チモール避難民救援国際平和協力  
業務(インドネシア)
- 01.10 アフガニスタン難民救援国際平和協力業務  
(パキスタン)
- 02.2~ 東ティモール国際平和協力業務
- 03.3~03.4 イラク難民救援国際平和協力業務  
(ヨルダン)
- 03.7~03.8 イラク被災民救援国際平和協力業務  
(ヨルダン-イタリア)
- 98.11~98.12 ホンジュラス国際緊急援助活動
- 99.9~99.11 トルコ国際緊急援助活動
- 01.2 インド国際緊急援助活動
- 03.12~04.01 イラン国際緊急援助活動
- 01.12~ テロ対策特措法に基づく協力支援活動
- 03.12~ イラク人道復興支援特措法に基づく  
対応措置(イラク、クウェート)
- (イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置)**
- 陸上自衛隊 復興業務支援隊(04.1~)  
復興支援群(1~2次)  
等約600名
- 航空自衛隊 復興支援派遣輸送航空隊(03.12~)  
等約200名 C-130H型機3機
- 海上自衛隊 派遣海上輸送部隊(04.2~04.4)  
約330名 輸送艦1隻 護衛艦1隻

## 国際平和協力に関する論点

### 総合的かつ効果的な取組のための基本的な考え方

我が国として国際平和協力に取り組む理念、目的は何か。我が国に相応しい取組とはどんなものか。

より効果的に活動を実施するためには、自衛隊及び文民といった各実施主体間の役割分担と連携の強化、さらにODA等の他の政策手段との連携をいかに図るか。

特にODAは、紛争の予防や紛争下の緊急人道支援、紛争の終結促進、終結後の平和の定着や国づくりにおいて大きな役割を果たし得るもの。2003年8月に改定されたODA大綱においても「平和の構築」が新たに重点課題の1つとして掲げられたところ。

## 自衛隊派遣の考え方

我が国の国際平和協力において、自衛隊に相応しい役割は何か。  
(自衛隊は、自己完結性、専門技能、自己防護能力を保有)

## 自衛隊の任務の体系の中での国際平和協力の位置付け

現在、国際平和協力業務は、自衛隊の本来の任務 (我が国の防衛及び公共の秩序の維持) ではなく、付随的な任務とされているが、今後、自衛隊の任務の中で、国際平和協力をいかに位置付けるか。

## 現地における法と秩序の回復

現地における法と秩序の回復は、国づくりや人道支援活動の円滑な実施のために不可欠であり、この点について我が国は、政府全体としていかに取り組むか。

## 要員の安全確保

自衛隊員を含め、厳しい環境の中で国際平和協力に従事する我が国要員や民間人の安全確保をいかに図るか。

## 人材の育成・確保、十分な事前準備

専門的な知識経験を有する人材(自衛官及び文民)をいかに育成・確保するか。

いざという時に迅速な派遣を可能とするためには、事前準備に関し、いかなる工夫が必要か。

## 自衛隊の態勢

より迅速かつ効果的に国際平和協力活動を実施するという観点から、部隊編成、人事・教育、装備等を含めた態勢について見直すべき点はないか。

# 自衛隊法 (昭和29年6月9日法律第165号) (抜粋)

(参考)

第6章 自衛隊の行動			第8章 雑則			
本 来 任 務	主	第76条	防衛出動	付 随 的 任 務	第99条	機雷等の除去
		第77条	防衛出動待機命令		第100条	土木工事等の受託
		第77条の2	防御施設構築の措置		第100条の2	教育訓練の受託
	従	第78条	命令による治安出動		第100条の3	運動競技会に対する協力
		第79条	治安出動待機命令		第100条の4	南極地域観測に対する協力
		第79条の2	治安出動下令前に行う情報収集		第100条の5	国賓等の輸送
		第81条	要請による治安出動		第100条の6	国際緊急援助活動
		第81条の2	警護出動		<b>第100条の7</b>	<b>国際平和協力業務の実施</b>
		第82条	海上における警備行動		第100条の8	在外邦人等の輸送
		第83条	災害派遣		第100条の9	ACSA
		第83条の2	地震防災派遣		第100条の10	後方地域支援等
		第83条の3	原子力災害派遣			船舶検査活動
		第84条	領空侵犯に対する措置		附 則	テロ対策特措法に基づく活動
		イラク特措法に基づく活動				

武器使用と憲法の関係

一般に、憲法第9条第1項の「武力行使」とは、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいう

(注)国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為

・国又は国に準ずる組織の間において生ずる人を殺傷し又は物を破壊する行為

憲法第9条第1項の「武力行使」は、「武器の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」が、すべて同項の禁止する「武力の行使」に当たるとは言えない。例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利といふべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

## 国際平和協力懇談会報告書の概要 (平成14年12月18日)

国家間の戦争を防止するだけでは、平和の探求として不十分であり、特に冷戦終了後は国境の壁を越えて行われる大規模な暴力や内戦、テロへの対処が必要である。また、脅威の伝播が極めて迅速なため、自国の安全のためにも世界的な活動が必要である。

このような国際社会の現状の中で、世界の平和と安全を維持するために、国連を中心とする伝統的な平和維持活動だけでは十分ではなく、脆弱な停戦をより持続的な平和に移行させ、また、内戦によって荒廃した社会の安定を回復させることが必要である。

### 1 我が国の国際平和協力の現状と課題

戦後、我が国には根強い平和主義が育っているが、それはともすると観念的・受動的なものになりがちであった。10年前のカンボジア国連平和維持活動への参加以来、我が国の国際平和協力は徐々に拡大してきているが、他の先進国と比較するとその規模や展開能力に大きな落差があり、それを縮めるため一層の努力が望まれている。

### 2 国際平和協力の改善・強化のための方策 - 提言 -

国際平和のためにわが国がより積極的、包括的、弾力的な協力をすることは緊急の課題であり、国としての基本業務に位置づけるべきである。そのための制度の見直し及び具体的な施策の改善・充実を推進するために以下の提言を行う。

国際平和協力の推進体制を整備・充実する。

文民専門家・文民警察を積極的に派遣する。

より柔軟な国際平和協力の実施に向けて早急に法整備を行う。

より幅広い平和協力活動に取り組む。

国際平和協力分野においてODAを一層活用する。

緊急人道支援から本格的復興支援までのギャップを埋める。

専門的な人材の育成・研修・派遣体制を整備する。

国際平和協力関係者の包括的なキャリア・プランを確立する。

安全対策を確立し、補償制度を整備する。

NGOへの支援を促進する。

国民の理解を深め、参加を促進する。

## 日米安保体制

## 日米安全保障体制の意義

### 我が国の安全確保

基本的な価値観を共有し、政治・経済面においても基本的な利益を共有し、強大な軍事力を有する米国との同盟関係を継続し、その抑止力を有効に機能させることで、自らの適切な防衛力とあいまって隙のない態勢を構築し、我が国の安全を確保

### 我が国周辺地域の平和と安定の確保

日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、我が国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与や米軍の展開の基盤を提供

### より安定した安全保障環境の構築

日米協力関係は、我が国の外交の基軸であり、我が国が安全保障に関する多国間の対話・協力の推進や国連の諸活動への協力などを進めるための支えとなるもの

# 日米安保条約の概要

## 主要規定

第1条 平和の維持のための努力

第2条 経済的協力の促進

第5条 我が国に対する武力攻撃に対する共同対処

日本の施政下にある領域における日・米いずれか一方に対する武力攻撃



日米が共同して対処

第6条 施設・区域の供与

我が国及び極東の平和と安全の維持に寄与するため、米軍に施設・区域を提供

極東

・ 安保条約上の「極東」は、地理学上正確に画定されたものではなく、日米両国が平和・安全の維持に共通の関心を有している地域をいうもの。

(大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域(韓国及び台湾地域も含む))

・ 我が国及び極東の平和と安全の維持を目的とする限り、米軍の行動範囲は極東に局限されず。

# 「日米防衛協力のための指針」の概要

## 平素から行う協力

日米両国政府が各々所要の防衛態勢を維持するなど各々の政策を基礎としつつ、平素から密接に協力

情報交換及び政策協議

安全保障面での種々の協力

- ・安全保障対話 防衛交流
- ・国際的な軍備管理 軍縮
- ・国際連合平和維持活動

及び 人道的な国際救援活動

- ・緊急援助活動

日米共同の取組み

- ・共同作戦計画についての検討などの共同作業の実施
- ・共同演習 訓練の強化
- ・緊急事態に運用される日米の調整メカニズムの構築

## 日本に対する武力攻撃に

### 際しての対処行動等

引き続き日米防衛協力の中核的要素

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合の日米協力の考え方

日本に対する武力攻撃がなされた場合の共同対処行動の基本的考え方と作戦構想

## 周辺事態における協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える。

日米両国が各々主体的に行う活動における協力

- ・捜索・救難
- ・非戦闘員退避活動 等

米軍の活動に対する日本の支援

- ・施設の使用
- ・後方地域支援（補給、輸送、整備、衛生、警備、通信、その他）

運用面における日米協力

- ・警戒監視 ・機雷除去 ・海・空域調整

## 前「日米防衛協力のための指針」(1978年)

侵略を未然に防止するための態勢

日本に対する武力攻撃に際しての対処行動

日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米協力

## 軍事態勢の見直し

(03年11月24日ブッシュ大統領声明)

冷戦の終了以来、かつて直面した脅威は、ならず者国家、グローバルなテロリズム、大量破壊兵器と関係する、より予想しがたい危険にとって替わられた

これらの変化に適切に対処するため、活発に防衛力を変革する一方、これらの新たな挑戦により適切に対処するため、グローバルな軍事態勢を再編することが課題

米国は、議会、友好国、同盟国、協力国と、海外における米軍の態勢についての見直しに関する協議を強化

新たな安全保障環境に最も適切に対処しうるよう、適切な能力を最も適切な場所に配置することを確保

米国の安全保障は、友好国、同盟国、協力国の安全保障と密接に結びついており、この見直しはこれらの国々との関係を強化し、米国の防衛コミットメントをより効果的に実施する能力を向上

## 米国における「軍の変革」(Transformation)

米国は、21世紀の新しい安全保障環境において、国防を全うするためには、「軍の変革」(Transformation)が必要であるとして、次の6つの目標を掲げている(注:米国防長官は、2002年1月、この「軍の変革」について演説し、「RMAとは、新しいハイテク兵器の構築のみならず、それ以上の、新しい思考方法、新しい戦闘方法のこともである。」と述べている)。

- ? 作戦に必要な重要拠点(米本土、海外基地、友好国・同盟国)の防衛と、大量破壊兵器とその運搬手段の撃破
- ? 遠隔で接近が困難、不可能な地域に対する戦力の投入・維持と、接近が困難、不可能な脅威の撃破
- ? 持続的な監視、追跡、陸海空の兵力の複合を通じ、すべての目標に対する迅速で大規模な精密攻撃を行い、敵の聖域を否定
- ? 情報技術の活用による統合されたC4ISR\*の構築
- ? 攻撃に耐えうる情報システムの確保と情報作戦の遂行
- ? 宇宙システムの能力と生存性、支援基盤の向上

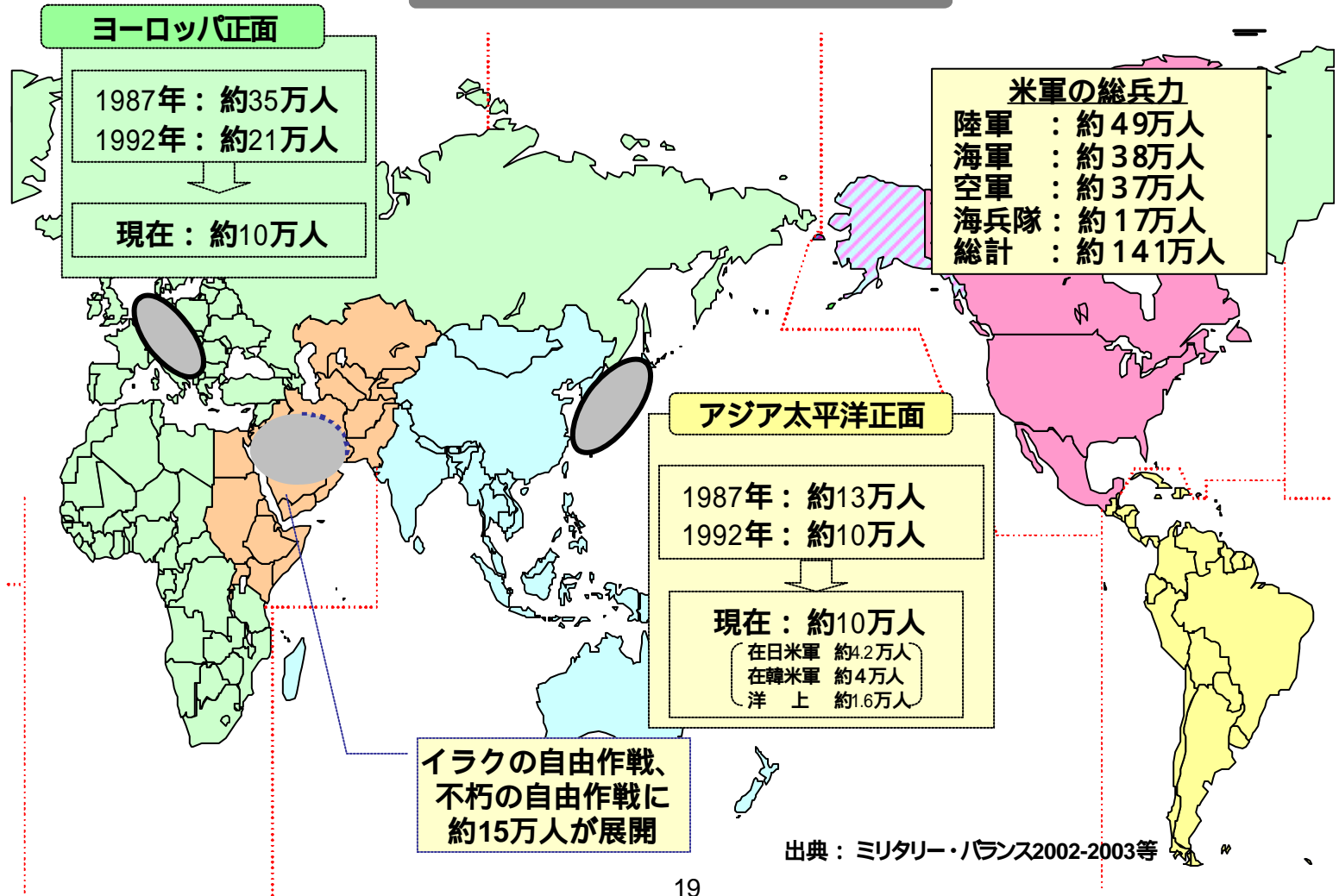
以上の実現に必要なとされる能力

C4ISR\*<sup>1</sup>、統合作戦、緊急展開能力、長距離での戦力投入能力、ステルス性、精密誘導兵器、地中貫徹爆弾、無人機、ミサイル防衛、NBC\*<sup>2</sup>対処、テロ対処等

\*1 C4ISR :Command, Control, Communications, Computers, Intelligence, Surveillance, Reconnaissance (指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、監視、偵察)の総称)

\*2 NBC :Nuclear, Biological, and Chemical (核・生物・化学)

# 米軍のグローバルな配置状況



## 今後の課題

より安定した国際的な安全保障環境を構築する上で、米国との緊密な連携の維持・強化という目標と、幅広い国際社会の協調の実現という目標をいかに実現するか。

我が国周辺地域の平和と安定を確保する上で日米安保体制に基づく二国間の同盟関係を基軸とする中で、ARF(ASEAN地域フォーラム)といった多国間の地域的安全保障協力といかに組み合わせるのか。

以上を踏まえ、今後の我が国の安全保障上の課題に対応する上で、日米安保体制の信頼性をより一層向上させるための日米間の役割分担をどう考えるか。

米軍の軍事態勢の見直しとトランスフォーメーションが、同盟国たる我が国の自衛隊の体制に与える影響についてどう考えるか。

## 論点のまとめ

我が国の国際平和協力については、国際社会が従来以上に多様かつ深刻な問題に直面し、かつ、我が国の平和と繁栄が、国際社会の平和と安全により深く結びついているという状況を踏まえ、今後は、国際社会への単なる「貢献」ということとどまらず、我が国自らの安全の問題としてとらえるべきではないか。

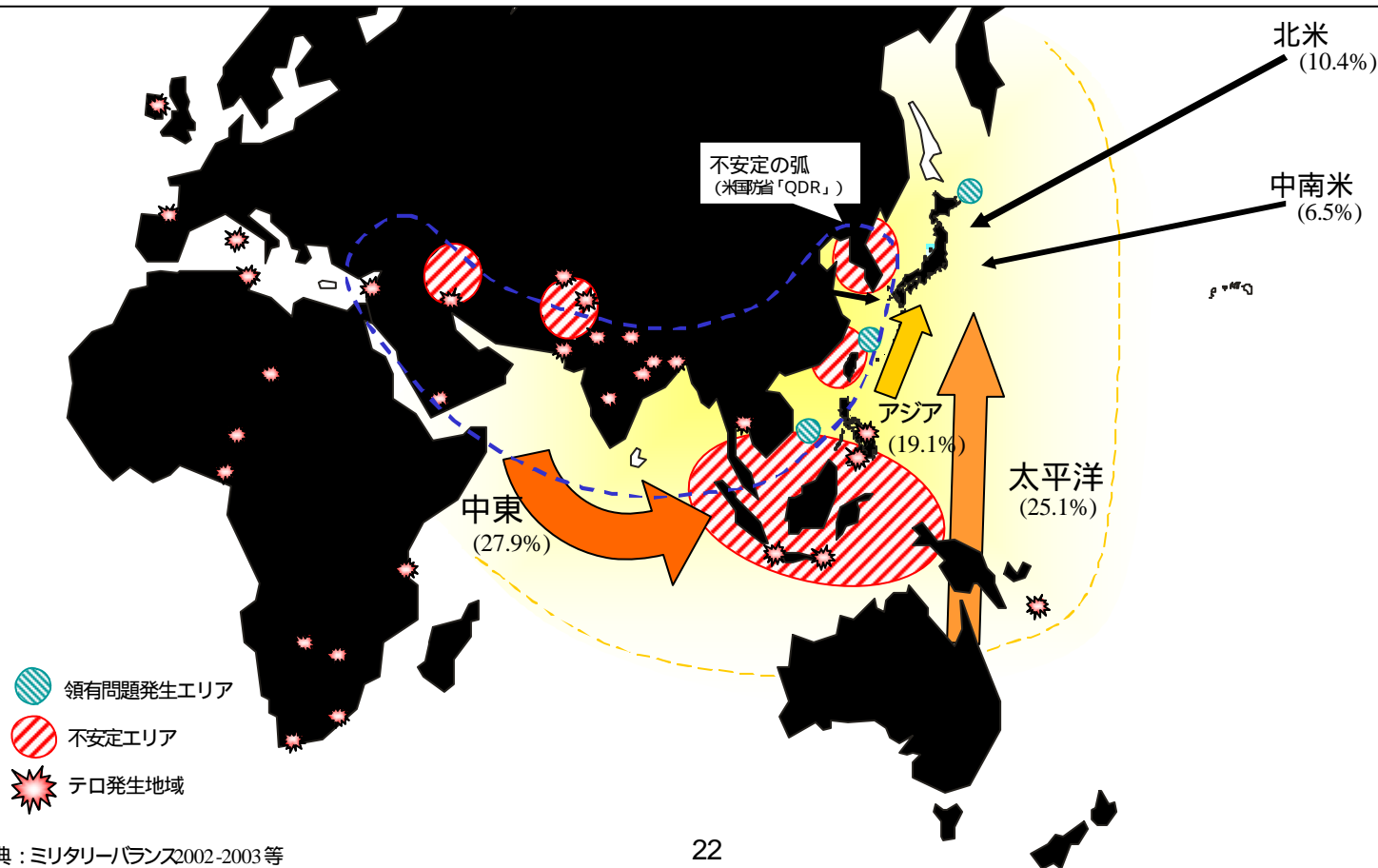
日米安保体制は、我が国有事の際に共に武力を行使して侵略を排除するという意味で、引き続き、我が国の安全保障の核心をなすもの。また、我が国を含む国際社会の平和と安全を維持するためには、米国の地域的な役割とグローバルな役割が必要不可欠。

このような観点から、国際協調の下、米国が引き続きその役割を果たすことができるよう、我が国として、可能な限りの努力を行うことが必要ではないか。

(参考1)

## 海上交通への依存度

我が国は、海上輸送に全貿易量の99%以上(重量ベース)依存。その大半が中東・アジア地域からのもの。



(参考2)

## 我が国のエネルギーの海外依存度

我が国は、エネルギー全体の約8割を海外に依存。特に石油の輸入依存度は99.7%、そのうち85.7%を中東地域に依存。

### 主要国のエネルギー供給構成 (2001年)

	日本	米国	ドイツ	フランス	英国	中国
エネルギーの輸入依存度 (%) <sup>注1</sup>	80.0	25.0	61.9	49.8	-11.5	2.8
石油の輸入依存度 (%) <sup>注1</sup>	99.7	59.8	97.1	98.1	-49.4	28.1
輸入原油の中東依存度 (%) <sup>注2</sup>	85.7	22.8	10.7	28.6	5.6	56.2

出所：IEA/Energy Balances(2000-2001)

IEA/Oil Gas Coal&Electricity Quarterly Statistics(2002Fourth Quarter),BLACKWELL,その他

注1) 輸入依存度のマイナスは輸出超過を表す。

注2) 輸入原油の中東依存度 中国を除き2002年の数値。